

福島県 川内村議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

川内村は、2011年に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により全村避難を余儀なくされ、翌年には行政機能を川内村内に戻し、各種施策を実施し、今日に至っているが、未だに2割の村民が帰村できておらず、村民は不自由な生活を強いられており、村議会としても不自由さの解消と生活環境の改善に向け取り組んでいる状況にある。

当村の概要は、震災前の住民基本台帳での人口が約3,000人で、令和7年10月1日現在の人口が約2,200人となり、この14年間で約800人が減少した。現在、帰村し生活している人口は、1,800人程度で住民基本台帳人口に占める割合では8割程度となっており、内65歳以上の方が占める割合としては5割を超え、75歳以上では3割を超える状況となっている。

このような中で川内村議会では、未だに避難している村民の帰還に向けた施策や人口増加につなげる施策、村内産業を活性化するための施策、さらには村民の生活環境を向上させるための施策の実現のため、中央省庁や福島県に対し要望活動等を行うなど尽力している。

令和7年7月15日には福島県知事に対し、令和7年8月5日には関係省庁への中央要望を実施しており、川内村の現状を訴えると共に各種施策の実現に向けた要望を行っている。

特に関係省庁においては、副大臣等に直接面談し、川内村が取り組む各種復興創生事業への理解を求め、第3期復興・創生期間における予算措置等を要望し、川内村のより良い村づくりに貢献できるよう積極的に要望活動を行っている。中央省庁への要望活動については、住民への行政サービスの向上と早期な復興創生を図るために、令和5年度、令和6年度にも実施している。

今後、極端な少子高齢化となる川内村において、どのような方策が必要か、求められるのか、実施しなければならないのか等の各種施策を適切に判断し行政運営を行うために、積極的に視察や研修活動等を実施している。

監視機能面では、村当局が推し進める各種事業について、村民が求めるサービス、必要となるサービス、提供しなければならないサービス等が自治体として提供できているか、適正に執行できているかを監視するため、毎年度に行政調査を実施すると共に、監査委員が行っている各種監査の報告を受け、議会としても注意深く監視しなければならない事項

に関しては、適宜、村当局に説明を求めている。当然のことながら、毎年度行われる当初予算や補正予算への計上事業及び事業完了後の決算事項の説明においては、適正に審査し確認を行っている。

(事績2) 住民に開かれた議会

川内村議会では、年4回行われる議会定例会での議員による一般質問や上程案件の審議結果などを掲載した広報紙として「川内村議会だより」を2月・5月・7月・11月に発行し、全戸に配布している。

村民に対し議会活動を広く周知するため、「議会だより」には、議会定例会や臨時会での審議事項に加え、議会議員による要望活動や委員会活動のほか、研修会への参加状況や村民等からの陳情・請願案件に関しても掲載し、議会での活動状況を周知している。

広報紙の作成にあたっては、福島県町村議会議長会主催の広報研修会等に各議員が参加し研鑽にも努めている。

議会定例会の開催にあたり、村防災無線を活用し開催日程や上程議案、一般質問の内容などを周知し、村民等への議会傍聴の依頼を広報し呼び掛けている。

さらに、年1回村民の方々とのふれあい活動として、川内村議会議長杯グラウンドゴルフ大会を開催し、村民の方々と議会議員が一堂に会し、交流や意見交換を図っている。令和7年度においては、令和7年9月30日に村総合グラウンドにて開催した。

また、毎年、村当局において開催する村内各地区での行政懇談会にも参加しており、その際にも各地区の議会議員が出席し、議会事務局より議会活動の情報提供を行い、住民からの意見や要望等を伺い、議会活動に反映

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

川内村議会では、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故後の川内村の人口動向や議員のなり手不足等の観点から震災後勉強会等を行ってきたが、より具体的な検討を行うために、令和6年3月15日に開催された令和6年第1回議会定例会において議員発議により「川内村議会議員定数等の見直しに関する特別委員会」を設置し、当村における議会議員数の在り方や議員報酬額等について検討を行った。

令和6年9月13日に開催された令和6年第3回議会定例会には、特別委員会発足後に4回実施された委員会での検討結果を記した報告書を提出し、さらに令和6年12月13日に開催した令和6年第4回議会定例会では、9月13日に特別委員会で決定した報告書を踏まえ、議員発議により、次の一般選挙から適用する議会議員の定数を削減する条例改正を決定した。

なお、議員定数の在り方と共に検討した議員のなり手不足を解消する上での議員報酬額の在り方についても、なり手不足の解消を図る上では議員報酬額の大幅なアップも必要との検討も行われたが、現行の議員報酬額を踏まえ、近隣自治体や同一人口規模の類似自治体等の議員報酬額を参考に議論を重ね、一定の報酬額アップを見込んだ報告書を取りまとめ、議員定数の在り方と共に議会定例会に報告している。

村当局において各種委員等の報酬額の見直しが図られ、併せて議会議員の報酬額についても検討が行われ、令和7年度より議会議員の報酬額が増額された。

今後も、議員のなり手不足解消に向けた取り組みを推し進めていく。